

平成30年5月22日（火）  
理事会提出資料  
内閣府公文書管理課

平成30年4月12日参議院財政金融委員会における  
理事会協議事項について

平成30年4月  
内閣府公文書管理委員会

**【大塚委員のお尋ねの点】**

- 公文書内に「別紙」や「参照」と明記されている文書が公文書の一部と考えるか否か。

**【公文書管理委員会の見解】**

- 公文書管理委員会は、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号、以下「公文書管理法」という。）第28条に基づき、行政機関が制定する行政文書管理規則についての専門的、第三者的見地からのチェックなど、公文書管理に関する制度面に係る審議を所掌事務としており、個別の行政文書の該当性について判断を行う立場にはないところ。
- 行政文書の定義については、公文書管理法第2条第4項において定められており、その定義に照らし、どのような文書が「組織的に用いるもの」として行政文書に該当するかについては、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、その保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的に判断する必要がある。
- その上で、一般論として、行政文書の中に「参照」や「別紙」といった記述があった場合、その対象の文書は当該行政文書と一体のものとして組織として共有されていると推測させる有力な手がかりであると考えられる。
- 実態として組織として共有されていたかどうかについては、その対象の文書が、当該行政文書に実際に添付されず、決裁の際に起案者が口頭で説明を行った後に廃棄するようなものではないか否かがポイントとなるものである。